

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た申立人の標準報酬月額は、平成6年12月から7年2月までは59万円、同年3月から8年9月までは41万円であると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を6年12月から7年2月までは59万円、同年3月から8年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成7年3月1日から8年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、平成7年3月1日から8年10月1日までの期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年10月1日まで

私は、「ねんきん定期便」により、A社に取締役として勤務していた申立期間当時の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低い金額であることを知った。

申立期間に係る給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち平成6年12月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、6年12月から7年2月までは59万円、同年3月から同年9月までは、41万円と記録されていたが、同年11月28日付けで、標準報酬月額を6年12月1日に遡って、9万2,000円に減額されたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立事業所の申立人以外の取締役についても、申立人と同日の平成7年11月28日付けで、標準報酬月額が約1年間遡って大幅に減額されている上、同社の代表取締役は、同年1月19日付けで、3年4月1日に遡って標準報酬月額が大幅に減額されていることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険料の滞納に関する資料は確認できないものの、複数の同僚は「平成7年8月に会社が移転してから給与の遅配が数回あった。」と供述している上、このうち、B職であった同僚は「売上げが減って会社は厳しかったと思う。」と供述している。

一方、A社の商業法人登記の記録によれば、申立人は、申立期間当時、取締役であることが確認できるものの、申立人は、「社会保険及び経理の事務は、事業主が行っていた。」と供述しており、事業主及び複数の同僚も、社会保険及び経理の事務は、事業主及びその妻が行っており、申立人は関与していなかった旨を供述していることから、申立人が、申立人の標準報酬月額の減額処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、前述の遡及減額処理は事実在即したものとは考え難く、申立人について平成6年12月1日に遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由があったとは認められず、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成6年12月から7年2月までは59万円、同年3月から同年9月までは41万円に訂正することが必要である。

加えて、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年10月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、7年10月1日の定時決定において9万2,000円と記録されているところ、当該定時決定については、上記の遡及減額処理と同日に行われていることが確認できることから判断すると、当該期間の標準報酬月額の記録については、有効な訂正とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、当該定時決定に係る処理は、有効な処理であったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人の申立期間のうち、平成7年3月1日から8年10月1日までの期間について、申立人が保管する当該期間に係る給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写しにより確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額（当時の上限である59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないものの、前述の申立人が保管する当該期間に係る給与所得の源泉徴収票等において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額と日本年金機構に記録されている標準報酬月額が約2年間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、前述の給与所得の源泉徴収票等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 25 日

A社から支給された申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 15 年 7 月 25 日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 1 月 16 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 25 日

A社から支給された申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

平成 15 年 7 月 25 日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 1 月 16 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 2 年 2 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 2 年 2 月まで

平成 2 年 3 月に、A 市役所で、日本に入国後初めて国民年金の加入手続きを行い、元年 9 月の入国時に遡って、申立期間を含む 7 か月分の国民年金保険料を納付するように言われ、納付した。

平成 23 年に、申立期間が国民年金の第 3 号被保険者となっていたことから、納付することを要しない国民年金保険料を納付していたことに気が付いたが、年金事務所の回答では、郵便局の窓口で還付したとのことだった。

申立期間を含む 7 か月分の国民年金保険料を納付した際の領収証書は今も保管しているが、申立期間の還付に関する書類などは無く、還付を受けた記憶も無いので、調査し、納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録により、平成 3 年 1 月 11 日付けで申立人が国民年金第 3 号被保険者であった旨の記録が追加され、それに伴い、同年 1 月 17 日付けで申立期間に係る国民年金保険料について還付の決議がなされ、同年 1 月 25 日に送金通知書が作成されたことが確認できる。

また、還付整理簿においても、オンライン記録と同様の記録となっており、オンライン記録及び還付整理簿の記録において確認できる申立期間の還付金額、還付理由、還付対象者である申立人の氏名及び申立人の当時の住所に誤りは無く、不自然な点は見当たらない上、郵便送達の間違いも考え難いなど、当該還付処理は適切に行われたものと考えられ、不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 7 月まで

私が、昭和 58 年 4 月に A 社を退職した後に、私の妻が、私の国民年金被保険者資格の取得手続きを行い、私の分も一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に A 社を退職した後に、国民年金の被保険者資格の取得手続きを申立人の妻が行ったと供述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、56 年 8 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61 年 4 月 1 日に、再度、資格を取得した旨の記載は確認できるが、申立期間において資格の取得手続きを行ったことをうかがわせる事跡は見当たらない。

また、申立期間は、未加入期間であるため、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得手続き及び保険料の納付に全く関与しておらず、取得手続きを行い、保険料を納付したとする申立人の妻は、当該手続き及び保険料の納付に関する記憶が定かではない。

加えて、申立期間において、国民年金の任意加入被保険者であった申立人の妻が申立人の被保険者資格の取得手続きを行った場合には、当該手続きを行うと同時に、妻自身も任意加入被保険者から、強制加入被保険者へと変更する手続きを行うこととなるが、妻の国民年金被保険者特殊台帳及びオンライン記録によると、申立期間は任意加入被保険者のままで変更の手続きは行われていない。

また、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時、申立人に対して、別の

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年頃から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年頃から 51 年 2 月まで

申立期間当時は、A店に勤務しており、就職後に、雇用主から国民年金保険料を納付しないと、年を取ってから困ると言われたので、国民年金保険料を納付し始めた。

住み込みで働いていたため、職場に自転車で集金に来ていた男性に、毎月国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、申立人には、申立期間前の昭和 36 年 5 月頃、国民年金手帳記号番号が一旦払い出されたと推認できるものの、同払出簿の備考欄に「取消」と押印されており、当該記号番号について国民年金保険料の納付記録は確認できない上、その後に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、A店の雇用主だったとして名前を挙げた者及び申立人と一緒に住み込みで勤務していたとする同僚については、いずれも国民年金の被保険者記録及び国民年金保険料の納付記録が確認できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付について、11 年以上の長期にわたり継続して記録されなかったとは考え難いことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 28 日まで
公共職業安定所の紹介により、平成 16 年 9 月頃に A 社 B 店に就職し、閉店した 18 年 9 月 28 日まで勤務していた。同社の採用面接時に、社会保険に加入することになるとの説明を受けた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 17 年 4 月 19 日から 18 年 2 月 18 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録から、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は「当社は既に廃業しており、当時の資料は無く、社会保険の事務手続は事務員に任せていたので分からない。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない者、当該事業所における勤務期間の一部にしか厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいることから判断すると、当該事業所は、従業員全員について必ずしも勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間を含む平成 13 年 7 月から 19 年 2 月まで、C 市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立期間のうち、平成 16 年 10 月 19 日から同年 12 月 6 日までの期間、17 年 2 月 14 日から同年 4 月 18 日までの期間及び 18 年 3 月 14 日から同年 6 月 11 日までの期間については、雇用保険の支給記録から、申立人は、求

職者給付（基本手当）を受給していることが確認でき、当該期間について申立事業所に継続的に勤務していたとは考え難い。

また、申立期間のうち、平成16年12月7日から17年1月16日までの期間については、D社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、オンライン記録において、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該事業所は、「入社後、試用期間を設けており、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4427（事案 4301 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から55年3月頃まで

昭和45年にA社（現在は、B社）を退職した後、公共職業訓練を受講し、C職の資格を取得したため、C職としてD市のE社に7年から8年間勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めたところ、訂正が認められなかった。

E社には、公共職業訓練校（F職業能力開発促進センター）の紹介により就職しており、勤務していることは間違いないので、再度申し立てることとした。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとするE社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立期間の一部において、申立事業所とは異なるG社及びH社に係る被保険者記録は確認できるものの、申立事業所に係る申立人の被保険者記録は確認できないこと、iii) G社及びH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る申立人の被保険者記録は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、新たに、申立人がF職業能力開発促進センターの紹介

によりE社に勤務していたので、同センターへ問い合わせしてほしい旨を申し立てているが、同センターに保管されている申立人に係る訓練状況、就職状況等を記録した訓練生指導要録には、申立人が、訓練終了後の昭和47年4月1日以降にD市に所在するI社に就職していることが記録されている。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿では、D市にI社という名称の適用事業所は確認できない上、当該事業所に係る商業法人登記の記録及び雇用保険の適用事業所であった記録も確認できず、申立期間における申立人の勤務実態及び事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立人の妻が提出した申立人に係る失業保険金受給資格者証により、申立人は、昭和49年8月15日に求職申込みを行い、待機及び支給制限期間を経て、同年9月22日から同年12月1日までの期間のうち、一部就労している期間を除き、失業の認定を受けていたことが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月 11 日まで

申立期間は、A社において、私はB職、従弟はC職として一緒に働いていた。従弟にA社に係る厚生年金保険の加入期間があるのであれば、私に記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、A社における同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の従弟については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立期間の数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の同被保険者記録は確認できない。

また、被保険者原票から、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも「A社には試用期間があり、すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している上、被保険者原票により確認できる申立期間の厚生年金保険の被保険者数が、上記複数の同僚が記憶する従業員数より少ないことを踏まえると、当該事業所では、全ての従業員を一律に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、被保険者原票には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同原票において健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A社において、申立人に係る資料は保管されていないことから、

厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 8 日から 52 年 9 月 20 日まで

A社B支店が経営する「C」という店舗にD職として入社し、E職、F職等の職種を経て、昭和52年9月20日まで勤務した。同社には、約2年半から3年間くらい勤務した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月20日までA社B支店に勤務していたと申し立てているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、同社に係る離職日が50年7月8日と記録されている上、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態について供述を得ることができなかったことから、申立期間における申立人の勤務実態を推認することができない。

また、A社の当時の代表取締役は、「従業員については、通常の手続きとして、入社した当初は試用期間を設定し、すぐには社会保険等への加入手続きをしなかった。しかし、当該手続きをした後は、従業員が勤務している限り、社会保険も雇用保険も継続して加入させていたはずである。これらの被保険者資格が喪失しているとするならば、その原因は、何らかの理由で退職したこと以外には考えられない。」と回答している。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和50年7月8日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同日以降、同社において申立人の申立期間に係る同被保険者資格が再取得された記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の再取得に係る記録が欠落したも

のとは考え難い。

加えて、申立人は、A社B支店が経営する「C」という店舗に勤務していた旨を供述しているところ、同店舗の名称では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、前述の元代表取締役は、「火災により当時の資料は全て焼失し、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。